

千葉県コミュニケーションズアナリストに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の広報広聴活動の推進に資するため、コミュニケーションズアナリストに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「コミュニケーションズアナリスト」とは、公共政策及び情報社会等に造詣が深くかつソーシャルメディアに関し専門的知識を有する者のうち、学識経験者の立場から、市が実施する広報広聴活動について助言及び指導等を行う者をいう。

(職務)

第3条 コミュニケーションズアナリストは、市に対し、次に掲げる事項について助言及び指導等を行うものとする。

- (1) 戦略的に実施する広報広聴活動
- (2) 広報広聴活動に係る庁内の統制
- (3) その他、市の広報広聴活動の推進に関すること

(コミュニケーションズアナリストの指名)

第4条 コミュニケーションズアナリストは、市長が指名する。

- 2 市長は、コミュニケーションズアナリストを指名した場合は、その旨を千葉県コミュニケーションズアナリスト指名通知書（様式第1号）により、指名した者へ通知するものとする。

(依頼手続)

第5条 第3条に規定する助言及び指導等は、千葉県コミュニケーションズアナリスト助言等依頼書（様式第2号）により、依頼するものとする。

- 2 前項に規定する依頼は、あらかじめコミュニケーションズアナリストと協議し定めた助言及び指導等の日程、内容等に基づいて、行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、コミュニケーションズアナリストに関し必要な事項は、市民局長が定める。

施 行

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。